

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

本公示に係る見積合わせは、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和6年2月19日

支出負担行為担当官

東北防衛局長 中野 裕文

1 業務概要

- (1) 業務の名称 三沢(6)施設最適化総合設計
- (2) 履行場所 青森県三沢市、上北郡七戸町、上北郡野辺地町
- (3) 業務内容 本業務は、三沢基地、三沢対地射爆撃場、天間林無線中継所及び野辺地無線中継所における以下の施設に係る基本設計、実施設計及び交渉等技術資料作成業務を行うものである。

【三沢基地】※1

建替施設(建替後の施設)

- ・格納庫新設(平屋建 約6,600㎡)、(3階建 約8,500㎡)、(2階建 約3,100㎡)、(4階建 約11,000㎡)、(平屋建 約3,800㎡)、(平屋建 約5,700㎡)、(2階建 約5,300㎡)、(2階建 約2,600㎡) 2棟※2、(平屋建 約1,000㎡) 2棟※2、(平屋建 約500㎡) ※2
- ・整備場新設(平屋建 約1,200㎡)、(平屋建 約5,600㎡)、(平屋建 約1,200㎡)
- ・体育館新設(平屋建 約2,700㎡)
- ・教場新設(平屋建 約1,000㎡)
- ・器材庫新設(3階建 約4,700㎡)
- ・車庫新設(平屋建 約2,500㎡)、(平屋建 約1,900㎡)
- ・倉庫新設(平屋建 約4,800㎡)、(平屋建 約3,500㎡)
- ・隊庁舎新設(6階建 約8,400㎡)
- ・厚生施設・食厨新設(2階建 約4,800㎡)
- ・局舎新設(2階建 約4,500㎡)、(2階建 約1,100㎡)
- ・庁舎新設(2階建 約1,200㎡)
- ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計64棟、計約7,500㎡

## 改修施設

- ・診療所改修（2階建 約3,900㎡）
- ・プール改修（平屋建 約1,800㎡）
- ・隊舎改修（4階建 約6,000㎡）、（5階建 約4,600㎡）、（4階建 約5,800㎡）
- ・隊庁舎改修（平屋建 約1,300㎡）
- ・車庫改修（平屋建 約1,300㎡）
- ・格納庫改修（平屋建 約1,000㎡）2棟、（平屋建 約4,100㎡）、（平屋建 約1,900㎡）2棟、（3階建 約6,200㎡）、（平屋建 約1,000㎡）2棟※2、（平屋建 約500㎡）11棟※2
- ・庁舎改修（平屋建 約2,000㎡）、（3階建 約1,400㎡）、（5階建 約3,000㎡）、（3階建 約6,400㎡）、（4階建 約7,000㎡）
- ・局舎改修（2階建 約1,600㎡）
- ・器材庫改修（平屋建 約2,700㎡）
- ・教場改修（平屋建 約7,200㎡）、（3階建 約2,500㎡）
- ・倉庫改修（2階建 約5,200㎡）
- ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計123棟、計約24,000㎡

## 【三沢対地射爆撃場】

### 建替施設（建替後の施設）

- ・1,000㎡未満の建物 計1棟、計約200㎡改修施設
- ・1,000㎡未満の建物 計2棟、計約300㎡

## 【天間林無線中継所】

### 改修施設

- ・1,000㎡未満の建物 計1棟、計約100㎡

## 【野辺地無線中継所】

### 改修施設

- ・1,000㎡未満の建物 計1棟、計約100㎡

### 仮設一式

建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティー式に係る総合設計

計画通知申請手続き一式、交渉等技術資料作成業務一式

※1：別途発注のE C I方式による技術提案対象業務

※2：特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることを条件とする業務の追加について、契約締結後に受注者と協議を行うものである。

注）各施設の面積は延床面積

詳細は仕様書による。

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで
- (5) 本業務は、発注者が別途契約する技術協力業務の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映させる技術提案・交渉方式の適用業務である。
- (6) その他
  - ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、公募型プロポーザル方式に係る説明書による。
  - イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

## 2 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年2月19日付東北防衛局長）に示すところにより、防衛省から三沢(6)施設最適化総合設計に係る共同体として資格審査結果通知を受けた者（以下「共同体」という。）であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、ア又はイの格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ア 単体で参加する場合

測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」に係る「A」の格付

イ 共同体で参加する場合

(ア) 代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」に係る「A」の格付

(イ) 代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」、「電気」、「機械」又は「通信コンサルタント」のいずれかに係

る「B」以上の格付

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加表明書及び資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、東北防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 単体及び共同体の代表者は、次に示す同種又は類似業務について、平成25年4月1日から公示日（令和6年2月19日）までに完了又は引渡し完了した業務の実績を有すること。

なお、同種業務の実績は、元請けとして履行した実績又は防衛省競争参加資格の種別である測量及び地質調査並びに建築、土木、電気、機械、通信及び環境等の各種建設コンサルタントに該当する業務のうち、複数の種別業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）であって、防衛省が発注した総合発注業務（以下、「防衛省総合発注業務」という。）の再委託業者（再々委託以降の受注は含まない。以下同じ。）として履行した業務の実績を認めるものとする。ただし、上記期間内に元請けにて完了・引渡し完了している実績に限るものとする。

- ・ 同種業務：元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務で、次の全ての要件を満たす建物新設建築設計業務を履行した実績を有すること。若しくは、防衛省総合発注業務の再委託業者として、次の全ての要件を満たす建物新設建築設計業務を履行した実績を有すること。

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造（RC造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）

(イ) 規模 4階建て以上かつ延べ面積5,000㎡/棟以上

- ・ 類似業務：元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務で、次の全ての要件を満たす建物新設建築設計業務を履行した実績を有すること。若しくは、防衛省総合発注業務の再委託業者として、次の全ての要件を満たす建物新設建築設計業務を履行した実績を有すること。

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造（RC造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）

(イ) 規模 2階建て以上かつ延べ面積2,500㎡/棟以上

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもつ

て65点以上の業務とみなすものとする。

- (6) 共同体の代表者以外の構成員は、次に示す同種又は類似業務について、平成25年4月1日から公示日までに完了又は引渡し完了した、業務の実績を有すること。

なお、同種業務の実績は、元請けとして履行した実績又は防衛省総合発注業務の再委託業者（再々委託以降の受注は含まない。以下同じ。）として履行した業務の実績を認めるものとする。ただし、上記期間内に元請けにて完了・引渡しが完了している実績に限るものとする。

- ・ 同種業務：元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務で、鉄筋コンクリート造（RC造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物新設に係る建築、土木又は設備設計業務を履行した実績を有すること。若しくは、防衛省総合発注業務の再委託業者として、鉄筋コンクリート造（RC造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物新設に係る建築、土木又は設備設計業務を履行した実績を有すること。
- ・ 類似業務：業務分担において、「体育館」「教場」「車庫」「厚生施設」「診療所」「プール」「隊舎」等を担当する場合に限り、国内における鉄筋コンクリート造（RC造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物新設に係る建築、土木又は設備設計業務を履行した実績を有すること。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- (7) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は公募型プロポーザル方式に係る説明書による。
- (8) 東北防衛局が発注した業務のうち、令和3年度及び令和4年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)までに示す条件を全て満たす者である。

なお、共同体で参加する場合、代表者が配置予定管理技術者を配置する。

- (ア) 一級建築士の資格を有する。
- (イ) 平成25年4月1日から公示日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種業務における経験を有する（原則、着手時から完了時まで従事している。）。

なお、同種業務の実績は、元請けとして履行した実績又は総合発注業務の再委託業者として履行した業務の実績を認めるものとする。ただし、上記期間内に元請けにて完了・引渡しが出来ている実績に限るものとする。

- ・ 同種業務：元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務で、鉄筋コンクリート造（RC造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物新設建築設計業務を履行した実績を有すること。若しくは、総合発注業務の再委託業者として、鉄筋コンクリート造（RC造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物新設建築設計業務を履行した実績を有すること。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- (ウ) 配置予定管理技術者の令和6年2月19日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満であること。ただし、令和6年2月19日現在の手持ち業務に東北防衛局が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、令和6年5月31日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の金額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

- (エ) 公示日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

#### イ 削除

- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

- (11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

#### ア 削除

- イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(12) 単体及び共同体の代表者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

(13) から (15) まで 削除

(16) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

### 3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

#### (1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

#### (2) 技術提案書を特定するための評価基準

上記(1)により選定された者の技術提案書及び技術資料（以下、「技術提案書等」という。）について、次のアからウまでの評価基準により評価を行い、これらの得点合計の上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

ア その他

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

ウ 特定テーマに対する技術提案

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

FAX 022-297-8241

E-mail keiyaku-th@tohoku.rdb.mod.go.jp

#### (2) 公募型プロポーザル方式に係る説明書の交付期間及び交付場所等

ア 交付期間 令和6年2月19日から同年5月21日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類：PDF（Acrobat DC形式）

図面類：PDF（Acrobat DC形式）

参加表明書類：Excel（2019形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を(1)に郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）したうえで、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は郵送に要する料金分（簡易書留に限る。）の切手を貼付した返信用の封筒を送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、最終ページに添付。

### (3) 参加表明書等の提出期限等

ア 提出期限 令和6年3月5日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書等の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、公募型プロポーザル方式に係る説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

### (4) 技術提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和6年4月4日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書等の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、公募型プロポーザル方式に係る説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東北防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の

保証（取扱官庁 東北防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

- (3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。
- (7) 防衛省における令和5・6年度防衛省競争参加資格の随時受付において申請を行った場合、特定通知日までに審査が終了せず、技術的に最適なものとして特定されないことがある。
- (8) 詳細は公募型プロポーザル方式に係る説明書による。

業務件名 : \_\_\_\_\_

### 図面データの取扱いに関する同意事項

- 1 入札手続に関係する者が積算を目的に使用すること。
- 2 印刷・複写会社及び下請け会社等への貸与を除き、関係者以外に対し貸与、譲渡及び売買をしないこと。
- 3 電子メールによる送受信はしないこと。
- 4 ファイル共有ソフトがインストールされているパソコンでは取扱わないこと。
- 5 ウィルスに感染しているパソコンでは取扱わないこと。
- 6 関係者以外に流出した場合には、不正又は不誠実な行為があったものとして処置されても異議を申し立てないこと。

.....

図面データの交付に当たり、上記事項について厳守することを同意します。

年 月 日

連絡先 住 所 :  
商号又は名称 :  
役 職 :  
代表者氏名 :  
電 話 番 号 :